

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

防犯カメラの設置及び運用に関する規定の範囲を変更するため。

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成16年立川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的（公共施設の適切な管理を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として市長若しくは<u>教育委員会</u>が公共施設に設置する常設の防犯カメラ又は<u>市長、教育委員会若しくは地域団体</u>が公共の場を撮影するために設置する常設の防犯カメラで映像表示装置、録画装置その他必要な関連機器で構成される装置をいう。</p> <p>(2) 公共施設 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に掲げる施設その他市長又は<u>教育委員会</u>が管理するすべての施設をいう。</p> <p>(3)～(5) ……略……</p> <p>(権利保護)</p> <p>第3条 防犯カメラを設置しようとする市長、<u>教育委員会</u>及び地域団体（以下これらを「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯カメラの設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、市民の基本的人権を擁護しなければならない。</p> <p>2 市長又は<u>教育委員会</u>は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、特に立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号。以下「保護条例」という。）を遵守し、市民の基本的人権を擁護しなければ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的（公共施設の適切な管理を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として市長が公共施設に設置する常設の防犯カメラ又は地域団体が公共の場を撮影するために設置する常設の防犯カメラで映像表示装置、録画装置その他必要な関連機器で構成される装置をいう。</p> <p>(2) 公共施設 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に掲げる施設その他市長が管理するすべての施設をいう。</p> <p>(3)～(5) ……略……</p> <p>(権利保護)</p> <p>第3条 防犯カメラを設置しようとする市長及び地域団体（以下これらを「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯カメラの設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、市民の基本的人権を擁護しなければならない。</p> <p>2 市長は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、特に立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号。以下「保護条例」という。）を遵守し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。</p>

ばならない。	
--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

